

#### 第4回益城中央線（県道：熊本高森線）連絡協議会 質問事項について

問) 被災者生活再建支援金の申請期限が平成31年5月13日までとなっているが、道路事業により土地が買収されるため、申請期限までに住宅再建が間に合わない。申請期限を延長することはできるのか。

(回答)

被災者生活再建支援金は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ◆基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金  
申請期限⇒平成30年5月13日
- ◆加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金  
申請期限⇒平成31年5月13日

担当する部署に確認したところ、申請期限は上記のとおり設定されています。当該期限までに申請できないことについてやむを得ない特別な事情がある場合には、延長を検討することになるとのことです。

個別のご事情があると思いますので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、一度、県庁健康福祉政策課の担当窓口にご相談ください。

なお、県庁健康福祉政策課へご相談される際には、県央広域本部土木部復興まちづくり課へもご連絡いただければと思います。

【連絡先】

県庁健康福祉政策課 地域支え合い支援室 生活再建支援班  
電話：096-333-2819

県央広域本部 土木部 復興まちづくり課  
電話：096-273-9641

【熊本地震に係る被災者生活再建支援金について】

熊本県HP

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_15528.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15528.html)

【「すまいの再建」支援策について】

熊本県HP

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_21241.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_21241.html)